

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(修業年限)</p> <p>第4条 県立学校の修業年限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる高等学校においては、<u>学校教育法施行規則第87条第1項の規定により、同表の右欄に掲げる市町村立中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、あらかじめ当該学校間で協議し教育課程を編成するものとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高等学校</th> <th style="text-align: center;">中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立阿賀黎明高等学校</td> <td style="text-align: center;">阿賀町立阿賀津川中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(入学者等の選抜)</p> <p>第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 <u>削除</u></p> <p><u>第42条の2から第42条の9まで</u> 削除</p>	高等学校	中学校	新潟県立阿賀黎明高等学校	阿賀町立阿賀津川中学校	<p>(修業年限)</p> <p>第4条 県立学校の修業年限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中学校</u> <u>3年</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(教育課程)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる高等学校<u>(第21条第2項において「併設型高等学校」という。)</u>においては、<u>当該高等学校に係る同表の右欄に掲げる中学校(同項において「併設型中学校」という。)</u>との間では、<u>学校教育法施行規則第115条の規定により、一貫した教育を施すため、あらかじめ当該学校間で協議し教育課程を編成するものとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高等学校</th> <th style="text-align: center;">中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立阿賀黎明高等学校</td> <td style="text-align: center;">新潟県立阿賀黎明中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(入学者等の選抜)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 <u>併設型高等学校においては、併設型中学校の生徒については、入学者の選抜は行わないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 <u>中学校</u></p> <p><u>(休業日)</u></p>	高等学校	中学校	新潟県立阿賀黎明高等学校	新潟県立阿賀黎明中学校
高等学校	中学校								
新潟県立阿賀黎明高等学校	阿賀町立阿賀津川中学校								
高等学校	中学校								
新潟県立阿賀黎明高等学校	新潟県立阿賀黎明中学校								

第42条の2 第8条（第1項第5号及び第3項を除く。）の規定は、中学校に準用する。

（修学旅行）

第42条の3 修学旅行は、次の基準によるものとする。

- (1) 第1学年及び第2学年は日帰りとし、第3学年は2泊3日以内（車中泊を含む。）とする。
- (2) 宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。
- 2 第2学年にあつては、あらかじめ委員会の承認を得て、前項第1号の規定による宿泊を要する修学旅行を行うことができる。
- 3 校長は、宿泊を要する修学旅行を実施する場合においては、その計画を実施期日の60日前までに委員会に届け出なければならない。

（対外運動競技）

第42条の4 第13条の規定は、中学校に準用する。

- 2 校長は、生徒を宿泊を要する対外運動競技に参加させる場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

（出席状況）

第42条の5 第15条の規定は、中学校に準用する。

- 2 生徒が、引き続き7日以上出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、校長は、その保護者に対し、出席させるよう督促するとともに、速やかに、その旨を委員会及び当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 校長は、生徒の出席状況を、毎学期末に、委員会に報告しなければならない。

（懲戒）

第42条の6 第16条の規定は、中学校に準用する。

ただし、同条第2項の停学の規定は、準用しない。

（入学、転学及び卒業等）

第42条の7 第22条の規定は、中学校に準用する。

ただし、転籍及び留学の規定は準用しない。

（職員の編制等）

第42条の8 中学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び事務職員を置く。ただし、養護教諭及び栄養教諭は、当分の間置かないことができる。

- 2 中学校には、研究主任を置く。
- 3 研究主任は、校長の監督を受け、学校における研究活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

<p>(修学旅行)</p> <p><u>第42条の11 修学旅行は、次の基準によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第1学年及び第2学年は日帰りとし、第3学年は2泊3日以内(車中泊を含む。)とする。</u></p> <p>(2) <u>前期課程の宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。</u></p> <p>2 <u>第2学年にあつては、あらかじめ委員会の承認を得て、前項第1号の規定による宿泊を要する修学旅行を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>校長は、前期課程の宿泊を要する修学旅行を実施する場合においては、その計画を実施期日の60日前までに委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(対外運動競技)</p> <p><u>第42条の12 (略)</u></p> <p>2 <u>校長は、前期課程の生徒を宿泊を要する対外運動競技に参加させる場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(出席状況)</p> <p><u>第42条の13 (略)</u></p> <p>2 <u>前期課程の生徒が、引き続き7日以上出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、校長は、その保護者に対し、出席させるよう督促するとともに、速やかに、その旨を委員会及び当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>校長は、前期課程の生徒の出席状況を、毎学期末に、委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>4 <u>研究主任の発令については、第26条第7項の規定を準用する。</u></p> <p>5 <u>中学校には、事務をつかさどる事務長(事務職員に限る。)を置くことができる。</u></p> <p>6 <u>第24条第1項第2号から第5号まで、同項第7号及び第2項、第25条第2項及び第3項、第26条、第26条の2、第27条、第28条の2並びに第28条の4から第29条の3までの規定は、中学校に準用する。</u></p> <p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p><u>第42条の9 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで、第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、中学校に準用する。</u></p> <p>(修学旅行)</p> <p><u>第42条の11 第42条の3の規定は、前期課程に準用する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(対外運動競技)</p> <p><u>第42条の12 (略)</u></p> <p>2 <u>第42条の4第2項の規定は、前期課程に準用する。</u></p> <p>(出席状況)</p> <p><u>第42条の13 (略)</u></p> <p>2 <u>第42条の5第2項及び第3項の規定は、前期課程に準用する。</u></p>
--	---

この規則は、令和2年4月1日から施行する。